

令和7年度モーダルシフト推進助成事業に係る留意事項

※申請書の様式を必ず協会ホームページからダウンロードして下さい。

※6月4日（水）にHPへ掲載予定です。

※別紙同封書類を必ずご確認ください。

【様式について】

- ・交付申請書兼請求書（会員⇒協会） 第2号様式
- ・交付決定通知書兼支払通知書（協会⇒会員） 第5号様式

【申請について】

- ・従来通り月ごとに申請

【支払について】

- ・四半期ごとに支払

1 実施期間

令和7年度：令和7年5月～令和8年1月まで（9ヶ月）

※予算の執行状況によっては、期間中であっても終了する場合があります。

2 提出書類の注意事項について

（1）日計表

- ①証明依頼の期日厳守
- ②日計表の記入の徹底
- ③日計表返送に係る返信用封筒の同封（フェリー会社宛）

※日計表は、申請の根拠となる重要な書類となりますので、必ず記入間違い、漏れ等がないようにして下さい。

（2）申請書兼請求書

- ①台数、金額の記入漏れ
- ②提出期日の厳守

（3）添付書類

- ①チェックリストの記入
- ②四国航路の本土へ渡った証明（ETC通行証明等）で乗船日の翌日に本土へ渡った分については、その証明に乗船した日を必ず記入する。

3 助成額の単価

（維持分）	商船三井さんふらわあ	1, 0 0 0 円
	その他のフェリー	5 0 0 円
（新規分）	商船三井さんふらわあ	2, 3 0 0 円
	その他のフェリー	1, 5 0 0 円

4 その他

- (1) 乗船にあたってのルールの厳守（乗船中の乗務員の車両待機等）
- (2) 冷凍車両等以外の車両のエンジンの停止
- (3) 申請書、日計表に不備があった場合は、差し戻される場合がありますので、適正な記入をお願いします。
- (4) フェリー会社へ日計表を送付する場合は、必ず返信用の封筒を同封するようにして下さい。F a x でのやり取りは止めて下さい。
- (5) フェリー会社へ日計表を送付する時に、E T C 通行証明等の本州に渡った証拠資料を添付しないで下さい。
- (6) 6 月中旬頃に協会ホームページに掲載する予定です。